

平成31年度省電力 事前準備資料(事業主様向け)

No.	必要書類	解説(省電力の場合)
1	商業登記簿謄本	コピー不可 発行後3カ月以内(2019年5月以降)のもの。個人事業主の場合は税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しをご用意ください。
2	建物登記簿謄本	コピー不可 発行後3カ月以内(2019年5月以降)のもの。
3	役員名簿	社名 役職名 性別 氏名(漢字) 氏名(ひらがな) 生年月日
4	会社情報	会社及び事業所のパンフレット、ホームページ写しなど、無い場合はフォーマットをお渡しますので作成してください。(営業資料可、資本金・従業員数・業種・会社名が入ったもの)
5	決算書 (直近1年分の単独決算の貸借対照表は必須)	5月々までは可能な限り最新分の決算書の写し。(債務超過では無い事)なお、6月々であっても、審査中に求められる可能性がありますので作成が完了しましたら、お送り頂きますようお願い致します。
6	電気料金	電力会社の請求書。平成30年3月～平成31年4月の14か月分。
7	ご担当者様連絡先	ご担当者様のお名刺を添付。(申請書の内容についての問い合わせ窓口) ※エネマネを導入しない事業の場合、補助金執行団体からお客様に直接お電話が入ります。
8	事業計画書	改修工事業業についての計画書(様式あり)
9	株主等一覧表	中小企業者のみ必須、指定様式あり
10	設備設置承諾書	申請者様が店子の場合のみ、建築物の所有者の承諾書が必要とまります。

※2019/5/14現在、申請条件が公開された為、一部文言を修正しております。

また、【No.9_株主等一覧表】は様式が指定されていますので、様式が公開され次第連携致します。

省電力_設備単位